

# 平成22年4月1日より 宅地造成等規制法が県から市町村に権限移譲されます

## 権限移譲する市町村

### 和歌山県内の全市町村

#### 【宅地造成等規制法の概要】

許可が必要となる造成工事

○宅地造成工事規制区域内で行う一定規模以上の宅地造成工事

「宅地造成工事規制区域」・・・ 災害の生ずるおそれの大きい市街地又は市街地になろうとする土地で知事等が指定した区域

「一定規模以上の工事」・・・  
○切土で高さが2mを超える崖(30度以上の斜面)ができるもの  
○盛土で高さが1mを超える崖ができるもの  
○切土と盛土を同時に行う時、盛土は1m以下でも切土と合わせて高さが2mを超える崖ができるもの  
○切土又は盛土する面積が500㎡を超えるもの

#### 権限移譲対象事務

##### 【宅地造成等規制法に関する全ての事務】

- 宅地造成工事規制区域の指定等(法第3条)○測量又は調査のための土地の立入り等(法第4条)
- 障害物の伐除及び土地の試掘等(法第5条)○宅地造成に関する工事の許可(法第8条)
- 宅地造成に関する工事の協議(法第11条)○宅地造成に関する工事の変更の許可等(第12条)
- 工事完了の検査(法第13条)監督処分(法第14条)○工事等の届出受理(法第15条)
- 勧告(法第16条)○改善命令(法第17条)○立入検査(法第18条)○報告の徴収(法第19条)
- 造成宅地防災区域の指定等(法第20条)○勧告(法第21条)○改善命令(法第22条)
- △規定に適合していることを証する書面の交付(施行規則第30条)

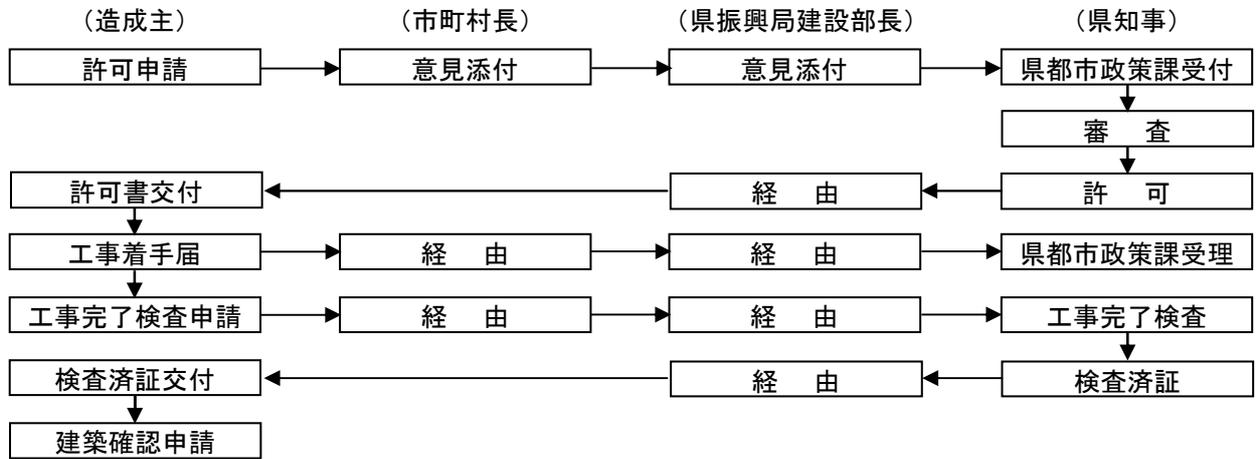
#### 権限移譲によるメリット

- 地域に近い行政機関による法施行が可能
- 相談、問い合わせ先の一元化
- 経路進達期間が不要
- 提出部数の軽減

## 宅地造成に関する工事の申請手続きの流れ

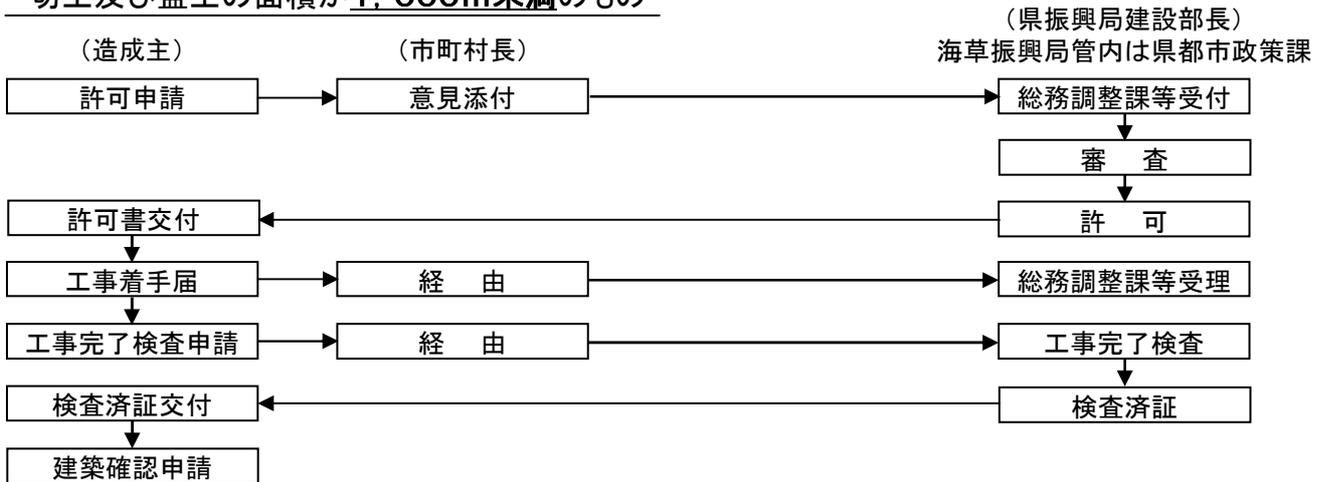
### ○これまでの手続き

#### 切土及び盛土の面積が1,000㎡以上のもの



※許可申請書の提出部数は正本3部、副本1部（海草振興局管内は正本2部、副本1部）

#### 切土及び盛土の面積が1,000㎡未満のもの



※許可申請書の提出部数は正本2部、副本1部

### ○権限移譲後の手続き



※許可申請書の提出部数は正本1部、副本1部